# 横瀬町における 地域包括ケアシステムの推進 に向けた取組ついて

場 所:埼玉県西部、秩父盆地の東端に位置

東京から70km圏内、西武線沿線

面 積: 49.49km (山間の小さな町)

人 口: 7,664人(世帯数 3,340世帯)

2024年7月1日現在

高齢化率: 65歳以上 35.7%

75歳以上 19.2%



色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。 四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、 そこに温かい人の輪がたくさんある。 その一人一人はいろいろな人がいて、 みな自分らしく幸せに生きている。

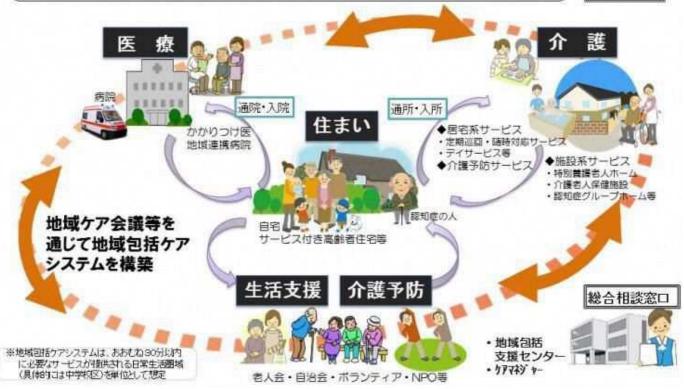


ブコーさん

### 地域包括ケアシステムの全体像

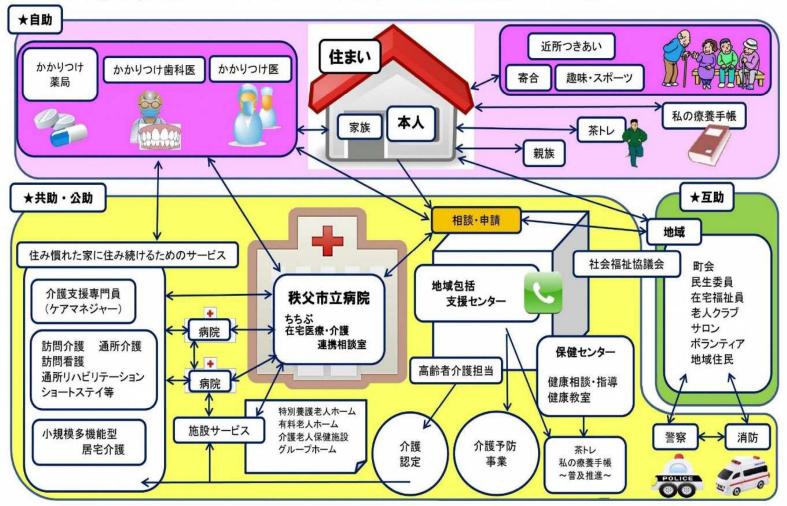
#### 地域包括ケアシステムとは

地域住民に対する医療・介護・福祉などのサービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に 提供する体制のこと。※固定的な制度・仕組みではなく常に改善・改良を加えながら動かし続けていたもの。 構築主体 は 市町村



出典:埼玉県HP

#### ☆ ちちぶ版地域包括ケアシステム(ちちぶ いきあい システム)体制のイメージ図



秩父地域の1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町)では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括システムの構築を実現するため、ちちぶ定住自立圏を活用し、『ちちぶ版地域包括ケアシステム』を構築。各市町の地域ケア会議とちちぶ圏域ケア連携会議の2次医療圏として組織し、多職種が連携し、「顔の見える関係」を作りながら課題解決の方法や取組について検討している。

### ちちぶ版地域包括ケアシステム組織イメージ



### **圏域組織** イメージ

#### ちちぶ圏域ケア全体会議

政策提言・資源開発・行政計画 5市町の地域ケア推進会議の総合調整 (ちちぶ定住自立圏で実施)

小鹿野町地域 ケア推進会議 地域ケア会議

長瀞町地域 ケア推進会議 地域ケア会議



ちちぶ圏域ケア連携会議 地域課題抽出・事例蓄積 相談機能・連携機能 (事務局:秩父市立病院連携室)

秩父市地域 ケア推進会議 地域ケア会議(9中学校区) 皆野町地域 ケア推進会議 地域ケア会議

横瀬町地域 ケア推進会議 地域ケア会議

### 地域包括ケア推進会議・地域ケア会議

横瀬町地域包括ケア推進会議 年2回 個別ケア会議 年11回 (横瀬町地域包括ケア推進会議設置要綱に基づき実施)

#### ・ 主な内容

町の「個別ケア会議」で事例に上がったケースからの報告を受け、「そこから見えてくる課題は何か。」、「その課題は、暮らしにどのような影響(誰が何に困っているか)があるのか。」、「問題が起きている理由・原因は何か。」、「その課題を解決するために町としてどのような取組をすべきか。」など、協議、検討を行っている。

ケースの傾向としては、認知症夫婦世帯と離れて暮らす家族への支援、高齢者 単身世帯(おひとり様)や身寄りのない方の増加、障がいのある方の高齢化、8050 問題など多問題を抱える家族への支援が、課題であると認知している。

また、ケアマネの業務以外の負担の増加や高齢化など人材不足に悩まされていたり、中心部と山間部でのサービス格差があることも大きな課題といえる。

課題を解決するために町としてできること、施策につなげるための具体策について 議論している。

# 令和5年度の主な取組

- ACP(人生会議)の研修、普及啓発
- ・ 認知症に関する施策
  - ①認知症サポーター養成講座
    - (新規:町立保育所児童対象キッズサポーター養成)
  - ②オレンジメイトによるオレンジカフェの開催
  - ③チームオレンジの立ち上げ
- 人材育成(町民・支援者が自ら学ぶ機会を提供)
  - ①ケアマネジメントスキルアップ研修
  - ②個別ケア会議での事例検討(アドバイザー臨床心理士)

# 令和6年度の主な取組

- ACP(人生会議)の研修、普及啓発
- 認知症に関する施策
  - ①認知症サポーター(キッズ含む)養成講座
  - ②オレンジメイトによるオレンジカフェの開催
  - ③認知症高齢者等見守りシール交付事業
- 人材育成(町民・支援者が自ら学ぶ機会を提供)
  - (1)ケアマネジメントスキルアップ研修
  - ②個別ケア会議での事例検討(アドバイザー臨床心理士)
- 横瀬町版の地域包括ケアシステムの構築

# 生活支援体制整備事業

• 生活支援•介護予防体制整備推進協議会 年4回

生活支援コーディネーター

町1名、町社会福祉協議会2名、町シルバー人材センター1名を配置。

令和5年度 テーマ 横瀬町社会資源マップ作成

町民との懇談会開催 年2回

令和6年度 テーマ 地域の社会資源の活動動画を作成予定





### 成年後見支援センターの取組

• 成年後見制度に関する相談支援事業

主な相談内容は、福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の申請(金銭管理・介護サービス利用に係る契約)、任意後見人制度の利用や終活に向けた相談が寄せられている。 令和5年度 延べ103件

• 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する手続及び町長申立て支援 令和5年度 O件

# 包括的支援事業•任意事業

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 在宅医療•介護連携推進事業、認知症初期集中支援推進事業
- 紙おむつ給付事業、配食サービス事業 など

# 一般介護予防事業

- ・ 体操教室「のびのびコース」 月2回 (理学療法士による運動指導)
- 体操教室「ゆうゆうコース」 月2回 (理学療法士による運動指導、作業療法士による認知症予防体操)
- お達者教室及びはつらつ体操教室 各月2回 (健康運動指導士等による運動指導)
- かわせみいきいき体操、身体の相談会 (サポーターによる体操指導、理学療法士による相談会)
- 高齢者サロンへの補助金交付(7カ所)

### 認知症サポーター養成講座の様子



### オレンジカフェの様子



### かわせみいきいき体操の様子



# 民間企業との連携事業 移動スーパー事業の様子



#### 芦ヶ久保エリア



#### 16 おしゃべりカフェアシマル

( チームオレンジ アシマル )

毎月1回第4月曜日 ※変更あり10:00~ たけのこ(飲食店)

#### プラケク保おたっしゃクラフ

(アスガキボウ委員会) 水曜日または土曜日 10:00~ 活性化センター

かわせみいきいき
百歳体操クラブ

(かわせみいきいき百歳体操クラブ) 第2・4金曜日 9:30~

活性化センター

#### その他の施設

横瀬町地域包括支援センター

@ 0494-25-0281

横瀬町町民会館

O494-22-2267

Area898

0494-24-0898

横瀬町活性化センター ( 芦ヶ久保出張所 )

0494-24-0599

#### 【問い合わせ】

横瀬町役場 福祉介護課 <sub>横瀬町大字横瀬4545番地</sub> 横瀬町総合福祉センター 0494-25-0083

0 0494-25-0083

横瀬町社会福祉協議会 (横瀬町老人クラブ連合会事務局)

0494-22-7380

横瀬町シルバー人材センター

0 0494-25-0189

横瀬町観光協会

0494-25-0450

TEL:0494-25-0116 FAX:0494-21-5155

mail:houkatu@town.yokoze.saitama.jp

発行日 2024年3月

#### 横瀬町 仲間づくり かわら版

# ちょっくらいってんべえ

#### ご近所の魅力を再発見!

身近に利用できる、出会える、ほっと一息つける場所を集めました。 新たな出会いとふれあいを探しにマップを持って出かけてみませんか?













当町では、横瀬町地域包括ケア推進会議を年2回、個別ケア会議を年11回開催しています。

主な内容といたしましては、町の「個別ケア会議」で事例に上がったケースからの報告を受け、「そこから見えてくる課題は何か。」、「その課題は、暮らしにどのような影響(誰が何に困っているか)があるのか。」、「問題が起きている理由・原因は何か。」、「その課題を解決するために町としてどのような取組をすべきか。」など、協議、検討を行っています。

ケースの傾向としては、認知症夫婦世帯と離れて暮らす家族への支援、高齢者単身世帯(おひとり様)や身寄りのない方の増加、障がいのある方の高齢化、8050問題など多問題を抱える家族への支援が、課題であると認知しています。

また、ケアマネの業務以外の負担の増加や高齢化など人材不足に悩まされていたり、中心部と山間部でのサービス格差があることも大きな課題といえます。

このような課題を解決するために町としてできること、施策につなげるための 具体策について議論しており、令和5年度は、ACP(人生会議)の研修会の実施や 普及啓発、認知症に関する施策として、認知症サポーター養成講座やオレンジメ イトによるオレンジカフェの開催及びチームオレンジの立ち上げ、人材育成では、 ケアマネジメントスキルアップ研修の実施、個別ケア会議の事例検討に臨床心理 士をアドバイザーに迎えるなど、各事業において研修会を実施し、町民や支援者 に対し、自ら学ぶ機会を提供してきました。

令和6年度においても引き続き、町民や支援者らが自ら学ぶ機会を提供していきます。

また、介護保険制度、特に地域包括ケアシステムについては、まだまだ町民の方に浸透されていないことから、身近なところで個々の理解を深める機会として、「横瀬町版の地域包括ケアシステムの構築」に向けた議論を深めるべきであるとの意見があり、地域における見守りや、更なる地域力の強化が図れるよう、本人や家族、支援者で話し合える仕組みづくりを検討していくことといたしました。

その他、当町の推進会議では、「生活支援・介護予防体制整備推進協議会」や、「成年後見支援センター」の活動報告があり、それぞれその報告に対し意見交換を行っています。どちらも高齢介護世帯や身寄りのない方の増加にともなって、地域とのつながりが希薄となり、孤立してしまうことが懸念されています。

当町としては、孤立させない取組として、相談体制の強化に加え、的確な役割分担の明確化、専門的な知識をもった関係機関との連携など、相談機能の充実に努め、各事業を推進していく取組を実施しています。

平成27年2月18日告示第11号

横瀬町地域包括ケア会議設置要綱(平成22年告示第66号)の全部を改正する。

(設置)

第 I 条 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、個々の多様なニーズに対応し、 適切な支援及び様々なサービスを提供するとともに、保健、医療、福祉、介護等に係る各種 サービスとの連携を図りながら、総合的に調整、推進等するため、横瀬町地域包括ケア推進 会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた推進方策の協議、検討等に関すること。
  - (2) 地域のニーズ及び社会資源の把握及び共有化に関すること。
  - (3) 地域の実情に応じた活動及び事業の推進に関すること。
  - (4) 認知症高齢者等のケアの推進に関すること。
  - (5) 高齢者の虐待防止及び権利擁護に関すること。
  - (6) 老人保護措置に係る要否の判定等に関すること。
  - (7) 個別ケースの処遇方策等に関すること。
  - (8) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員I5名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
  - (1) 医師等医療関係者
  - (2) 介護保険サービス事業者
  - (3) 横瀬町社会福祉協議会職員
  - (4) 埼玉県秩父福祉事務所職員
  - (5) 埼玉県秩父保健所職員
  - (6) 弁護士等法律関係者
  - (7) 横瀬町民生委員・児童委員
  - (8) 横瀬町地域包括支援センター職員
  - (9) 横瀬町保健師及び福祉担当職員
  - (10) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任の残任期間とする。
- 2 前条の規定により、委嘱又は任命された委員が、その身分又は資格を失ったときは、委員 を辞したものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名した委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 4 推進会議は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項に規定する合議制の機関として、横瀬町成年後見支援センター設置運営要綱(令和5年告示第10号)第8条第1項に規定する成年後見支援センター運営協議会の機能を兼ねるものとする。(個別ケア会議)
- 第7条 第2条第7号に基づく個別ケースを具体的に協議、検討等するため、推進会議の補助 機関として、個別ケア会議を置く。
- 2 個別ケア会議に、議長及び委員を置く。
- 3 議長は、推進会議委員のうちから、会長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員は、個別ケースの関係者のうちから、その都度議長が指名する。
- 5 個別ケア会議の会議は、必要に応じ議長が招集し、会議を進行する。
- 6 個別ケア会議は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 推進会議及び個別ケア会議の委員は、会議において知り得た秘密について他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議及び個別ケア会議の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第80号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第11号)

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

### ちちぶ版地域包括ケアシステム組織イメージ図

### ちちぶ圏域ケア全体会議

政策提言•資源開発•行政計画

5 市町の地域ケア推進会議の総合調整

(ちちぶ定住自立圏で実施)

認知症施策に関する総合調整

